

令和5年6月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和5年6月12日 午前9時30分 久留米市職員会館メルクス3階 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
5番	江上 哲夫 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
18番	鳥越 文生 委員
19番	中村 裕 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

内田 正隆 委員

事務局の出席者は4名である。

事務局 皆様、おはようございます。

6月の総会の開催に当たりまして報告いたします。本日は、現委員数24名中23名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

議長 皆さん、おはようございます。今日は、大変皆さん方お忙しい中に、農繁期の真っ最中の準備で大変お忙しい中に開催ということで、今からスムーズに進行に努めてまいりますので、皆さん方の御協力をお願い申し上げて6月の総会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまより6月農業委員会総会を開催いたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から5ページ、12番までの12件です。

続きまして、西部地域、13番から6ページ、16番までの4件です。

賃借権設定、西部地域、17番1件です。

使用貸借権設定、西部地域18番から7ページ、20番までの3件です。

なお、3ページの審議番号3番、申請土地の上から3番目の山本町耳納字下屋敷****につきましては、登記地目が山林となっておりますが、農地台帳に登載されておりましたので、許可申請の対象となったものであることを補足いたします。

以上、審議番号1番から20番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会をおいて説明を行いまして、許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。

本議案の審議番号5番、8番、17番、19番及び20番は、新規就農者の取得案件ではありますが、聞き取り調査の結果については、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農事法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページをお願いいたします。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、2番の2件です。
1番、申請地、山川神代三丁目、田、2筆、計2,762㎡。
申請理由、申請地に盛土を行い田として利用するもの（農地改良行為）です。
農地区分は、農用地と第1種農地が混在しておりますが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。
2番、申請地、山本町豊田、田、2筆、計523㎡。
申請理由、申請地に農家住宅及び農業用倉庫を建築するものです。
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。
続きまして、西部地域、3番、1件です。
3番、申請地、藤山町、畑、1,483㎡のうち540.90㎡。
申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するもの（農地改良行為）です。
農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。
審議案件は以上となります。なお、審議番号1番の案件につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいている
ということで、割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第2号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第2号議案は可決されました。なお、審議番号1番は、許可相当
として農業会議へと意見聴取いたします。
続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、次
の第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての中の審議番号14番
と関連がある案件でございますので、一括して議題といたします。
また、第4号議案、審議番号5番は、議席番号***番、****委員の申請
代理があり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当い
たします。よって、第4号議案では、審議番号5番と、それ以外に分けて審議いた
します。
最初に、第4号議案、審議番号5番を審議いたします。
議席番号***番、****委員の退席を求めます。
それでは、審議番号5番について事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページをお願いいたします。
第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が
提出されたので付議いたします。
東部地域、5番、1件です。
11ページをお願いいたします。
5番、申請地、田主丸町秋成、畑、4筆、計1,429㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、車両及び農機具置場として利用するものです。
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
審議案件は以上となります。なお、こちらの案件につきましては、県農業会議への意見聴取案件となっております。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第4号議案、審議番号5番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案、審議番号5番は可決されました。
審議番号5番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号***番、****委員に報告いたします。審議番号5番は可決されました。
続きまして、第3号議案と第4号議案のうち、審議番号5番を除く議案を一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページをお願いいたします。
第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。西部地域1番、1件です。
1番、申請地、安武町住吉、田、397㎡。
申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。
変更内容、転用事業者が*****氏から*****氏へ、
転用目的が、専用住宅（自己用）から自己用住宅へ変更するものです。

こちらにつきましては、昭和55年11月29日付にて4条許可がなされたものです。
第4号議案、審議番号14番と関連案件となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域1番から、11ページの5番を除く、12ページ、10番までの9件です。

1番、申請地、善導寺町与田、畑、5筆、計579.60㎡。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（3区画）及び宅地分譲（3区画）として利用するものです。

2番、申請地、山川安居野三丁目、田、畑、2筆、計343.01㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地と第3種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、隣接土地と同一の事業に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、山本町耳納、畑、310㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、事務所兼用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

11ページをお願いいたします。

4番、申請地、山本町耳納、畑、293㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、田主丸町石垣、畑、2,390㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場及び露天車両置場兼駐車場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

7番、申請地、田主丸町菅原、畑、332㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅及び倉庫を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

12ページをお願いいたします。

8番、申請地、田主丸町殖木、畑、495㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

9番、申請地、北野町十郎丸、畑、2筆、計333㎡。

申請理由、申請地を譲り受けて及び取得して、自己用住宅を建築するものです。

10番、申請地、北野町陣屋及び北野町中田、2筆、計507㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅を建築及び農作業場として理由するものです。

続きまして、西部地域、11番から、14ページ、18番までの8件です。

11番、申請地、荒木町荒木、畑、4筆、計329.57㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地と第3種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、隣接土地と同一の事業に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

13ページをお願いいたします。

12番、申請地、荒木町白口、田、5筆、計2,272㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場及び駐車場として利用するものです。

13番、申請地、藤山町、田、3筆、計2,843㎡。

申請理由、申請地を取得して、就労支援施設として利用するものです。

農地区分は、第1種農地と第3種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、隣接土地と同一の事業に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

14番、申請地、安武町住吉、田、397㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

第3号議案、審議番号1番と関連案件となっております。

14ページをお願いいたします。

15番、申請地、三潴町高三潴、畑、468㎡。

申請理由、申請地を取得して、宅地分譲（4区画）として利用するものです。

16番、申請地、三潴町高三潴、田、2筆、計308㎡。

申請理由、申請地を取得して、宅地分譲（3区画）として利用するものです。

17番、申請地、三潴町高三潴、田、370㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、診療所用駐車場として利用するものです。第4号議案、審議番号18番と関連案件となっております。

18番、申請地、三潴町高三潴、田、4筆、計1,505㎡。

申請理由、申請地を取得して、診療所用用地として利用するものです。第4号議案、審議番号17番と関連案件となっております。

審議案件は、以上となります。

なお、11ページの審議番号6番及び13ページの審議番号13番の案件につきましては、県農業会議への意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
なお、採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案のうち、審議番号5番を除く議案に分けて採決いたします。
それでは、第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第4号議案のうち審議番号5番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案のうち審議番号5番を除く議案は可決されました。なお、審査番号5番、6番及び13番は、許可相当として県農業会議と意見聴取いたします。
続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。
第5号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので付議いたします。
西部地域、1番、1件です。

1 番。申請地、三瀨町清松、畑、5 m²、現況宅地。

証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後 20 年以上経過しているものです。

地図ナンバーは 23 になります。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第 5 号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第 5 号議案は可決されました。続きまして、第 6 号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 16 ページをお願いいたします。

第 6 号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号 1 番、2 番の 2 件です。

1 番、申請人、北野町金島、*****。

経営面積、14 万 1,730 m²。

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

2 番、申請人、北野町高良、*****。

経営面積、4 万 4,250 m²。

農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に該当しており、*****の構成員である申請人が農地を取得した後、

所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。続きまして、第7号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 17ページをお願いいたします。

第7号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。

1、所有権移転、8件。2、利用権設定（通年作）、1,230件。3、利用権設定（期間借地）、59件です。

利用権設定は、久留米市では年に2回、6月と11月に決定を行っており、今月は6月16日から開始する農地の貸し借りを決定するものとなります。

18ページをお願いいたします。

1、所有権移転。第1区、1番から3番までの3件です。

1番、所在地、上津町、田、2筆、計194㎡、推進機構への売り渡しとなります。

2番、所在地、善導寺町木塚、田、2,767㎡、推進機構からの買入れとなります。

3番、所在地、安武町武島、田、2,962㎡、推進機構からの買入れとなります。

19ページをお願いいたします。

第3区、4番から8番までの5件です。

4番、所在地、北野町大城、畑、598㎡、推進機構からの買入れとなります。

5番、所在地、北野町高良、田、3筆、計3,699㎡、推進機構への売り渡しとなります。

6番、所在地、北野町十郎丸、田、4筆、計8,811㎡、推進機構からの買入れとなります。

7番、所在地、北野町十郎丸、田、2筆、計7,186㎡、推進機構への売り渡しとなります。

8番、所在地、北野町十郎丸、田、1,373㎡、推進機構からの買入れとなります。
20ページをお願いいたします。

2、利用権設定（通年作）。こちらは右下の総計のみ御説明いたします。
契約件数1,230件、筆数3,136筆、設定面積443万8,973.95㎡です。

21ページをお願いいたします。

3、利用権設定（期間借地）、こちらについても右下の総計のみ御説明いたします。
契約件数59件、筆数150筆、設定面積33万8,071.28㎡です。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から8番まで、2、利用権設定（通年作）1,230件、3、利用権設定（期間借地）59件、以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の複合の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。
続きまして、第8号議案、久留米市地域農業振興計画の変更についてでございますが、次の9号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更についてと関連した案件でございますので一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 22ページをお願いいたします。

第8号議案、久留米市地域農業振興計画の変更について。

久留米市長より、久留米市地域農業振興計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

第8号議案と第9号議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、申請対象の農地の農業振興地域内の位置づけを変更すること、一般的には農振除外と言われておりますが、それに対しての農業委員会としての意見を所管部局の農政部農政課へ回答するためにお諮りしているものとなっております。

なお、対象農地が、土地改良事業の受益地の場合は、整備計画を変更する前に振興計画を変更する必要がありますので、第8号議案にて振興計画の変更を行い、その後、第9号議案にて整備計画の変更をするものとなっております。

それでは、議案の内容に入ります。

1、今回、変更される地域農業振興計画の内容について、1、久留米市（旧久留米）地域農業振興計画、2件となっております。

整備計画2、振興計画、久留米。こちらは、土木機械・資材置場として利用するものとなっております。

申請地は、山川安居野一丁目の田、1,607㎡を変更するものです。

地図ナンバーは25です。

続きまして、整備計画3、振興計画、久留米。こちらは、資材置場として利用するものです。

申請地は、荒木町白口の田、畑、2筆、計1,492㎡を変更するものです。

地図ナンバーは26です。

2、意見（案）といたしましては、当該計画に定められている施設等に供される土地について、当該計画において、農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との利用調整が図られることに鑑み、農用地区域内に含まないとするのが妥当である。ただし、地域農業振興計画の2番目の案件につきましては、所有者の他の所有農地も含めて農地としての営農状況が確認できない場合は、農地転用は不許可相当とするという意見にしております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

第9号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更について。

久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

今回、変更される農業振興地域整備計画の内容について、整備計画は、1から4ま

での4件です。なお、整備計画2と3につきましては、第8号議案と内容が重複しておりますので、説明を割愛させていただきます。

整備計画1、こちらは、農業振興地域内農用地へ編入を行うものです。

編入後は、補助事業を使用してビニールハウスを建てて利用される予定です。申請地は太郎原町の田、2筆、計958㎡を変更するものです。

地図ナンバーは24です。

続きまして、整備計画4番、こちらは、農家住宅と倉庫の建築及び展示場、駐車場として利用するものです。

申請地は、田主丸町以真恵の田、332㎡を変更するものです。

地図ナンバーは27です。

2の意見（案）といたしましては、本計画の変更案については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないものと思われる。ただし、農業振興整備計画3番については、他の所有農地も含めて農地としての営農状況が確認できない場合は、農地転用は不許可相当とするとしております。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。どうぞ。

委 員 まず、8号議案のほうの整備計画3番ですね。下の段の資材置場の設置ですけれども、この地主の方が2年前に新規就農として、こちらの土地を求められておりました、実はその新規就農者のヒアリングにも私、立ち会いまして、お話をさせてもらったんですけれども、その際に、非常にこの土地周辺というのは、遊休農地になりまして、いわゆる荒れておりました、それをきれいに農地に戻したということで、非常に安心しておったわけなんです。

その後、作付内容が水稻を作るということだったんですけど、

そのときの申請の内容には、いわゆる農機具類は一切持たずに、どうするのですかというお話をしましたが、借りてきますと、知人から借りてきますということで、法的には全く問題はありませんでしたので、その際、新規就農者ということで、お話は進みました。

ところが、実際には、まず1年目は、水稻は全く作らず、1年たったときに、どうなっているのですかと先方へお尋ねしたら、今度は地上げをしてニンニクを作りたいということで話があったそうですというのを報告を受けております。

しかし、全くそういうことをせずに、今度はさらに追求すると、近所の酪農家さん

から指導を受けて牧草を作りますというお話になりました。いわゆるこの2年間で新規就農者として、この土地を確保されたにも関わらず、全くしないまま、今回こういう、いわゆる農振除外の手続がなされたと。

その2年間でなされているという、2年間で何もせずにこういう形をとられるというのは、こういうことができるよう、できたという例ができてしまうと、今後もこういう案件が増えてくる可能性があります。

この書類を見て、この意見案ですね、2番の意見案の下側3行目、正しい農振計画云々の後に、「営農状況が確認できない場合は、農地転用は不許可相当とする」という記載がありますが、実際にその酪農家さんのところへ出向きまして確認しました。そうすると、全く別の第三者よりあそこで牧草を作ってくれないか、という依頼があって、新規就農者とは全く関係がない方が、分かりましたと言って牧草を作りました。

これで、いわゆる営農ができたとは私は考えられませんので、この意見書（案）についての営農状況が確認できない場合は、農地転用は不許可相当とするという部分は、要は確認できませんでしたので、そもそもこの農政課のほうへの、いわゆる意見としては、こちらは許可できませんという、許可は農政課がするのですが、農振除外はしないほうがいいでしょうという意見にまとめたほうがよろしいのではないかと考えましてお話ししました。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

委員 結論から申すと、私は前述の委員の考えに賛成で、これは許可するべきではないと思います。理由は、今言われたように、令和2年に新規就農者で土地を購入したと。今5年で、3年もたたないうちに農振除外とかとんでもないことです。それから、農用地区で妥当だと書いてありますが、妥当と調べたら、妥当とは、実情や道理に無理なく当てはまるということが妥当です。これは無理に当てはまらないと思いますので、これは妥当じゃないと私は判断して、反対と思います。

以上です。

議長 営農状況が確認できないため、農地転用は不許可相当と判断をする、というふうに変えますが、どうぞ。

委員 異議あります。現時点でというのは入れるべきである。

事務局 読み上げますと、第8号議案の、2の意見（案）のただし書以降の分ですね。ただし、地域農業振興計画の2番目については、現時点では他の所有農地も含めて農地としての営農状況が確認できないため、農地転用は不許可相当と判断する。ですね。第9号議案のただし書以降は、一応読み上げますと、ただし、農業振興整備計画3番については、現時点では他の所有農地も含めて農地としての営農状況が確認できないため、農地転用は不許可相当と判断する。このように案を。どうでしょうか。

議長 いいですか。意見を述べた委員はいいですか。ほかに御意見ありませんか。よろしいですか。

「なしの声」

議長 もう質疑、出尽くしたようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。なお、採決に当たりましては、第8号議案、第9号議案に分けて採決いたします。

8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 全員挙手により、第8号議案は可決されました。よって、これで市長宛て通知をいたします。

続きまして、9号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 全員挙手により、9号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。いろいろ御意見ありがとうございました。

続きまして、第10号議案、令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （別紙にて説明）

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。どうぞ。

委 員 最初に集積面積を言われましたが、この集積の定義はどのようなふうにして、集積を定義してあるのか。

事 務 局 今回の御質問につきましては、集積率につきましては、久留米市の担い手、基本的には認定農業者だったり新規就農者、そのデータを市の農政部のほうから頂きまして、その方々に利用権だったり中間管理事業、その他で集積しているものをカウントとさせていただきます。

委 員 ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。

「なしの声」

議 長 ほかに質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第10号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、10号議案は可決にされました。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。
報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について。
事務局の説明を省略をいたします。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。
よって、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。
次に、お諮りをいたします。本総会でおきまして、議決されました案件で、条項、
字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任され
たいと思います。これに異議はありませんか。

「なしの声」

議長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字その他
の処理は議長に委任することに決定いたしました。
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第
10条第2項の規定により、2番、秋永憲一委員、13番、田中文委員をお願いを
いたします。
以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。